

「和歌山県建設業界技術力向上支援」希望団体の募集について

将来にわたり公共工事の品質を確保し、良質な社会資本の整備に資することを目的に、県内の建設企業等に所属する技術者の技術力向上又は建設業の担い手確保の取組に対する支援を希望する団体等を募集します。

◆補助対象団体等

- (1) 建設業を主として営む公益法人又は一般社団法人等のうち、和歌山県内に主たる事務所を置く団体
 - (2) 20 者以上の県内の建設企業等で構成される団体
 - (3) 和歌山県建設工事入札参加資格を有し、和歌山県内に主たる営業所を有する者
 - (4) 和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有し、和歌山県内に住所又は本店を置く者
 - (5) 和歌山県内に主たる営業所を有しない者のうち、和歌山県内に工場を有する者で和歌山県建設工事入札参加資格を有する者
- (3)～(5)については建設業の担い手確保のための魅力発信に関する支援のみ対象
ただし、県内に主たる事務所を置く公益法人又は一般社団法人等から当該事業の実施についての要請をあらかじめ受けているものに限りします。

◆支援内容：補助対象団体等が行う次の各事業に対し、費用の一部を補助します。

	①講習会等開催に関する支援	②資格取得講習会等技術者参加に関する支援	③建設業の担い手確保のための魅力発信に関する支援
内容	技術者の技術力向上のために講習会等を実施する団体に補助金を交付します。	資格取得(1 級国家資格等)のために公益法人等が主催する講習会等へ技術者を参加させる団体に補助金を交付します。	建設業の担い手確保のため、県内の学校に通う学生等を対象として行う講座、現場見学会、建設機械等を使用した体験型イベント、入職促進を目的として配布又は広報媒体へ掲載する PR ポスター・冊子、デジタル動画の作成を実施する団体に補助金を交付します。
補助率	対象経費の 1/2 以内		
限度額	1 団体あたり 15 万円	1 人あたり 5 千円かつ 1 団体あたり 15 万円 (1 人あたり年 1 回、1 団体での申請に限りします。)	1 団体又は 1 企業あたり 30 万円

◆受付期間：令和8年4月20日(月)から令和8年12月25日(金)

(予算上限に達した場合は受付終了となります)

◆その他：支援内容の詳細や申請方法等については、技術調査課ホームページをご覧ください。

<URL><https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/sekei/gijyuturyokukoujyousien.html>

令和8年度の募集要領の改定内容は別紙をご確認ください。

(連絡先)
県土整備部県土整備政策局技術調査課
企画調査班
担当：内田、堀口
電話：073-441-3085 内線：3085

和歌山県建設業界技術力向上支援補助金要綱及び募集要領の改定について

建設業の担い手確保のための魅力発信事業に係る支援をより一層拡大するため、下記のとおり、和歌山県建設業界技術力向上支援補助金要綱募集要領を改定します。

(建設業の担い手確保のための魅力発信事業に適用)

○補助対象者の追加

建設業の担い手確保のための魅力発信事業の補助対象者に「県内の建設企業等」及び「県内に工場を有する者」を追加します。

ただし、「県内の建設企業等」及び「県内に工場を有する者」とは、次に該当する者としします。

「県内の建設企業等」

(1) 和歌山県建設工事入札参加資格を有し、和歌山県内に主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）を有する者

(2) 和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有し、和歌山県内に住所又は本店を置く者

「県内に工場を有する者」

(1) 和歌山県内に主たる営業所を有しない者のうち、和歌山県内に工場を有する者で和歌山県建設工事入札参加資格を有する者

○補助対象事業の交付条件

「県内の建設企業等」及び「県内に工場を有する者」が行う事業は建設業を主として営む県内に主たる事務所を置く公益法人又は一般社団法人等から当該事業の実施についての要請をあらかじめ受けているものに限りします。

○補助金の額

補助限度額は1団体又は1企業あたり30万円とします。

補助対象団体が実施する事業のうち、講座又は見学会、体験イベントを複数回開催するものについては、各回それぞれに補助率及び補助限度額を適用できるものとする。

○その他

- ・入職促進のためのデジタル動画を作成する場合は、作成した動画の和歌山県への提供及び公開を前提とし、申請者において動画公開にかかる学校等の許可を得ることとします。
- ・講座又は見学会、体験イベントを複数回実施する場合は、複数回分を併せて請できるものとし、申請にあたっては事業実施日を確定した上で申請を行うものとします。また、全ての事業実施日が当初申請時点で確定しない場合は、確定分のみを申請し、残りの実施日が確定した都度、変更交付申請するものとします。